

令和4年 第7回松前町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年7月27日(水) 午前9時30分～午前10時40分
- 2 開催場所 松前町役場 6階 会議室
- 3 出席委員 (13人)
- 4 欠席委員 (1人)
- 5 議事録署名人の指名について (2人)
- 6 議事日程
 - 議案第74号 農地法第3条の規定による許可申請の件 (5件)
 - 議案第75号 農地法第5条の規定による許可取消の件 (1件)
 - 議案第76号 農用地利用集積計画の決定の件
 - 議案第77号 松前町農業委員会規程の一部を改正する規程の件
- 7 農業委員会事務局職員 (4人)

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和4年第7回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、
○○議長よろしくお願ひします。

○議長

～あいさつ～

本日は、○○委員が欠席ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員定数の過半に達しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、
10番○○委員、11番○○委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第74号農地法第3条の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまわりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 ○○、田、面積1,089㎡

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積3,126㎡

売買 坪単価3,000円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員である○○委員が欠席しているため、事務局より詳細な説明をお願いします。

○事務局

譲受人は、定年退職し、昨年4月から申請地のすぐ北側にある実家に住んでいます。旧知の間柄であった譲渡人から申請地を譲渡したい旨の話があり、耕作地を増やしたいと考えていたことから承諾したとのこと。7月中旬に農業委員と推進委員が現地立会しました。譲受人はトラクター、田植機等を所有し、数十年に渡って兼業農家をしています。今後は申請地にて野菜を栽培したいとのことです。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号2番

土地の表示 ○○、田、面積 669 m²

土地の表示 ○○、田、面積 545 m²

土地の表示 ○○、田、面積 419 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 12,751 m²

売買 坪単価 12,100 円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲受人は農業に従事しており、コンバインやトラクター等も所有しております。申請地の隣で会社を営んでいることがきっかけとなり今回の契約となったそうです。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長
続いて受付番号3番について、事務局より説明を求めます。

○事務局
受付番号3番
土地の表示 ○○、田、面積 452 m²
土地の表示 ○○、田、面積 985 m²
譲渡人 ○○
○○
○○
○○
○○
譲受人 ○○ 耕作面積 48,932 m²
贈与
以上です。

○議長
事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員
申請地は、譲渡人が相続で譲り受けた土地です。今後のことを見据えて、処分しておきたいと考えていました。譲受人は元々利用権により賃借しており、申請地の贈与について相談したところ、話がまとまりました。譲受人が耕作している土地であるため、問題ないと考えます。

○議長
説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員
質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号3番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて受付番号4番、5番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号4番

土地の表示 ○○、田、面積 883 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 4,188 m²

売買 坪単価 4,700 円

受付番号5番

土地の表示 ○○、田、面積 1,652 m²

土地の表示 ○○、田、面積 1,653 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 4,188 m²

売買 坪単価 4,500 円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

農業委員、推進委員で現地立会をしました。譲受人は県外で会社経営をしている人で、今後トマトの水耕栽培をしたいということで、ハウスを建てて耕作するようです。県外に住所はありますが、雇用を行い、従業員が常駐するそうです。しっかり耕作していくということを聴き取っていますので、問題ないと考えます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

議案書に耕作面積が 4,188 m²と記載されていますが、町内で耕作しているものなのか県外で耕作しているものなのかどちらですか。

○事務局

譲受人は新規就農者でありまして、議案書に記載している耕作面積は、今回の申請に係る合計面積です。

○○○委員

譲受人は、会社経営しているということですが、どのような会社ですか。

○事務局

不動産会社を経営していると聴き取っています。

○○○委員

譲受人は、経営者という立場で農地を購入するのですか。

○事務局

譲受人が農地を個人で購入します。申請地から車で 30 分程のところに住所とは別の住居を持っており、そこから通われます。自分が耕作できない場合は、譲受人が雇用する 3 名の方が現地スタッフとして代わりに耕作されます。

○○○委員

要するに会社が農地を購入して、耕作していくということですね。

○議長

譲受人は会社の経営者ではありますが、個人で農地を購入します。従業員は個人が雇っているということです。

○○○委員

ハウスを建てて耕作していくということですが、都市計画法等の問題はクリアされているのですか。

○○○委員

元々ハウスを建てていたところなので、問題ないと考えます。

○議長

ほか質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号4番、5番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして 議案第75号農地法第5条の規定による許可取消の件について次のとおり許可取消願の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 ○○、田、面積490㎡

譲渡人 ○○ 被相続人 ○○

譲受人 ○○

転用目的 分家住宅

取消を受けようとする許可の許可年月日及び指令番号

○年○月○日付け 愛媛県指令農政(地5)第○号

許可取消願いを提出するに至った経緯について説明いたします。○年の許可申請当時は、自宅が手狭であり、また老朽化していることから申請地に分家住宅を建設する申請を行い、転用許可を得ました。しかし、造成工事を行い始めた頃から、譲り受け人と同居していた、義理の母親である当時の譲り渡し人の体調が悪化し、自宅で介護することができなくなったことや、ほかにも諸事情が重なったことで工事を中断せざるを得なくなりました。申請当時のように譲り渡し人を自宅で介護できる状況になれば、造成工事を再開しようと考えていましたが、その後譲り渡し人が亡くなり、経済的な事情もあって造成工事を中断した状態が続いていました。本来であれば、転用目的が達成できなくなった時点で、取消願を提出するべきでしたが、譲り受け人は、農地法等の専門的な知識がなかったため、長期間かかってしまう結果となり、今回の取消願いの提

出となりました。譲り受け人も深く反省しているとのことでした。

許可の取消をするためには、現況が農地である必要があるため、令和4年6月16日に事務局職員が申請地の現地確認を行い、農地であることの確認を行いました。

本総会后、提出された取消願と農業員会の意見書を愛媛県に提出いたします。以上で説明を終わります。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

地目は田となっていますが、現在土地は、田の状態となっているのですか。

○事務局

分家住宅のための造成を中断して、その後資材置場のような状態が長期間続きましたが、令和4年6月に資材を撤去し、土を入れて畑の状態となっています。

○○○委員

今後は誰が耕作していくのですか。

○議長

現在の譲渡人は、許可当時の譲渡人の実子です。譲受人は譲渡人の夫であります。この夫婦の長女夫婦が近所に住んでいます。その長女夫婦が野菜を作っています。今後も2人で耕作していくということを聴き取っています。

○議長

ほか質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第 76 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 4 年 10 か月
利用権の設定を行う者 1 人
利用権の設定を受ける者 1 人
利用権を設定する面積 1,365 m²
利用権を設定する作物 水稻
利用権の設定に伴う賃借料 (10a 当たり平均) 650 円

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 10 か月
利用権の設定を行う者 1 人
利用権の設定を受ける者 1 人
利用権を設定する面積 1,241 m²
利用権を設定する作物 水稻

○議長

事務局の説明を終わりました。質疑はありますか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第 76 号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第 77 号松前町農業委員会規程の一部を改正する規程の件について、次のとおり松前町農業委員会規程の一部を改正したいので、審議決定たまりたく提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

まず改正の趣旨について説明いたします。農業委員会の組織や運営等について規定している農業委員会等に関する法律の第 35 条第 2 項に「農業委員、推進委員、農業委員会の職員が農業委員会の所掌事務を遂行するために必要があるときに行う農地等への立入調査をする際に、身分を示す証明書を携帯し、関係者からの要求により提示しなければならない」ということが規定されています。その身分証明書については、松前町農業委員会規程第 6 条に規定されています。平成 27 年に農業委員会等に関する法律が改正されていましたが、改正内容が松前町農業委員会規程に反映されていなかったため、今回改正を行うこととなりました。

主な改正内容としては、まず、農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴う改正として、1 点目が第 6 条の見出しを「身分を示す証明書」に改めます。

2 点目として農業委員会が報告、調査等を行わせることができる者に「農地利用最適化推進委員」が追加されたため、第 6 条の条文内容を改めます。また、身分証明書の様式の表から「委員」及び「職員」の記載も削ります。

3 点目が身分証明書の様式の裏について、農業委員会等に関する法律の報告、調査等に関する条文が繰下げ及び一部改正されているため、様式中の条文を改めます。

続きまして字句の加除訂正として、1 点目が身分証明書の様式の表について、プライバシー、個人情報保護の観点から「本籍」及び「現住所」を削ります。

2 点目が第 8 条の「松前町広告式条例」の公告の漢字が誤っていたため改めます。詳細については、議案書を御確認ください。右が改正前で左が改正後です。変更がある箇所について下線で示しています。

なお、この身分証明書については、農業委員、推進委員、事務局職員全員に交付はせず、実際に違反転用等の農地等への立入調査を行う方のみ交付することを考えています。事務局からの説明は以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

この身分証明書は、委員や推進委員が個人で常時所持するものではないということですか。

○事務局

必要な方のみ支給する予定で、任期が終わったら返還してもらうことを考えています。

〇〇〇委員

全員に支給することはできないのですか。

〇事務局

そのような意見がありましたので、全員に配布することを検討します。

〇〇〇委員

できれば支給してもらいたいです。

〇議長

全員に配布するかどうか事務局で検討してください。

〇議長

ほか質疑はありませんか。

〇委員

質疑なし。

〇議長

それでは、採決を行います。議案第 77 号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

〇全委員

賛成の挙手

〇議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

〇議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局をお願いします。

〇事務局

次回の総会日程を読み上げ。

〇議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。